

事務手数料の適正化について（土地に関する証明及び建物に関する証明）

1 概要

西東京市手数料条例（以下「条例」という。）で定めのある「19 土地に関する証明」及び「20 建物に関する証明」は、土地及び家屋評価額の内容や、税相当額について証明を行うものである。

これらの証明については、システム標準化により 1 枚の証明書（「固定資産（土地・家屋）証明書」）として発行されることとなる。

また、現在の条例では「33 その他市長の指定する事項に関する証明」に包含されている「償却資産に関する証明」が、システム標準化に伴い標準様式として定義されることとなる。

このため、「19 土地に関する証明」及び「20 建物に関する証明」を統合し、「土地又は家屋に関する証明」と改めるとともに、新たに「償却資産に関する証明」を項目立てし、これらをまとめて「固定資産に関する証明」として規定したい。

2 原価計算の見込み

「土地又は家屋に関する証明」及び「償却資産に関する証明」の発行に係る事務処理の平均所要時間はいずれも 5 分と想定し、当該事務に係る原価は 341 円と見込む（資料 3-2）。

3 他市比較の分析

他自治体のシステム標準化後料金想定（R7.6 末時点西東京市調査）

八王子	200 円	小金井	300 円	清瀬	300 円
立川	300 円	小平	250 円	東久留米	300 円
武蔵野	300 円	日野	300 円	武蔵村山	300 円
三鷹	300 円	東村山	300 円	多摩	300 円
青梅	300 円	国分寺	300 円	稲城	300 円
府中	250 円	国立	300 円	羽村	300 円
昭島	200 円	福生	300 円	あきる野	300 円
調布	200 円	狛江	300 円	西東京	300 円
町田	300 円	東大和	300 円		

4 まとめ

見直し後の原価計算の見込みと、条例で定める料金との乖離は、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針で定める適正範囲内である。

また、他自治体の料金設定と比較考慮した結果も踏まえ、300 円の手数料を徴取することとしたい。

5 参考

上記の検討に基づく条例の改正案は、以下のとおりである。

【現行】※関連する部分のみ抜粋

事項	単位	金額	摘要
19 土地に関する証明	1 件	300 円	5 筆までを 1 件とし、1 筆を増すごとに 60 円を加算する。
20 建物に関する証明	1 件	300 円	5 棟までを 1 件とし、1 棟を増すごとに 60 円を加算する。
33 その他市長の指定する事項に関する証明	1 件	300 円	

【改正後】

19 固定資産に関する証明	ア 土地又は家屋に関する証明	1 件	300 円	土地は 5 筆まで、家屋は 5 棟まで、土地及び家屋は併せて 5 筆（棟）までを 1 件とし、1 筆又は 1 棟を増すごとに 60 円を加算する。
	イ 償却資産に関する証明	1 件	300 円	